

第2章 主要統計

1. 審査・審判の審査・審理期間

(1) 審査（ファーストアクション期間）

	2007年	2008年	2009年
特許・旧実用新案	26.7か月	28.5か月	29.1か月
意匠	7.3か月	7.4か月	7.1か月
商標	6.9か月	7.9か月	6.2か月

注：ファーストアクション期間は、出願・審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知

（主に特許（登録）査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間である。

問い合わせ先：調整課、意匠課、商標課

(2) 審判

(a) 権利付与前の審判（拒絶査定不服審判）（ファーストアクション期間）

	2007年	2008年	2009年
特許・旧実用新案	26か月	22か月	25か月
意匠	7か月	7か月	8か月
商標	14か月	10か月	9か月

※年平均の値

※2009年から前置審尋を除く

(b) 異議（審理期間）

	2007年	2008年	2009年
商標	9か月	9か月	9か月

(c) 権利付与後の審判（無効審判、訂正審判、取消審判、判定）（審理期間）

	2007年	2008年	2009年
特許・実用新案	7か月	7か月	6か月
意匠	7か月	7か月	7か月
商標	7か月	7か月	7か月

問い合わせ先：審判課